

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和4年3月9日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 6件 |
| 厚生年金保険関係 | 6件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100109号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100057号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月17日の標準賞与額を18万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年8月10日及び同年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、平成22年8月10日は18万円、同年12月17日は18万6,000円と記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成22年8月10日及び同年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年8月10日
② 平成22年12月17日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①の10夏期賞与明細書及び請求期間②の22冬期賞与明細書並びにA社から提出された10夏期賞与及び22冬期賞与の賞与明細一覧表により、請求者は、請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険

料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賞与明細一覧表により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は18万円、請求期間②は18万6,000円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書により請求期間①及び②当時に同社の役員であったことが確認できる3人は、請求期間①及び②当時、請求者が社会保険事務を担当していた旨陳述している上、請求者も請求期間①及び②当時、自身が社会保険事務を担当していた旨陳述している。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②当時、自身は社会保険事務に就いたばかりで、前任の社会保険事務担当者から引き継ぎがなく、当該事務に携わるのが初めてであったため、請求期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を提出しなければならないことを知らず、請求期間①及び②の賞与支払届を年金事務所に届出しなかった旨陳述している上、A社における厚生年金保険料の滞納は確認できず、同社が意図的に請求期間①及び②に係る賞与の届出を行わなかった事情は見当たらないことから、請求者には、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は、適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和3年9月22日年金事務所受付）し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100110号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100058号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月17日の標準賞与額を19万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成22年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月17日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された22冬期賞与の賞与明細一覧表及び同僚から提出された請求期間の22冬期賞与明細書により、請求者は、請求期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細一覧表によ

り確認できる厚生年金保険料控除額から、19万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和3年9月22日年金事務所受付）し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100111号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100059号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月17日の標準賞与額を39万2,000円に訂正することが必要である。

平成22年8月10日及び同年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、平成22年8月10日は40万円、同年12月17日は39万2,000円と記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成22年8月10日及び同年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年8月10日
② 平成22年12月17日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された10夏期賞与及び22冬期賞与の賞与明細一覧表並びに同僚から提出された請求期間①の10夏期賞与明細書及び請求期間②の22冬期賞与明細書により、請求者は、請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険

料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細一覧表により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 40 万円、請求期間②は 39 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書によると、請求者は請求期間①及び②当時に同社の取締役であったことが確認でき、請求者は、自身は同社の創業者であり、経営全般に関わっていた旨陳述している。

しかしながら、請求期間①及び②当時の社会保険事務担当者は、請求期間①及び②当時、自身は社会保険事務に就いたばかりで、当該事務に携わるのが初めてであったため、請求期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を提出しなければならないことを知らず、請求期間①及び②の賞与支払届を年金事務所に届出しなかったとし、請求者については、請求期間①及び②当時、社会保険事務に関与していなかった旨陳述している上、A社における厚生年金保険料の滞納は確認できないことから、同社が意図的に請求期間①及び②に係る賞与の届出を行わなかった事情は見当たらず、請求者には、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定は、適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和 3 年 9 月 22 日年金事務所受付）し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100112号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100060号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月17日の標準賞与額を39万2,000円に訂正することが必要である。

平成22年8月10日及び同年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、平成22年8月10日は40万円、同年12月17日は39万2,000円と記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成22年8月10日及び同年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年8月10日
② 平成22年12月17日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された10夏期賞与及び22冬期賞与の賞与明細一覧表並びに同僚から提出された請求期間①の10夏期賞与明細書及び請求期間②の22冬期賞与明細書により、請求者は、請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険

料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細一覧表により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は40万円、請求期間②は39万2,000円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、請求期間①及び②当時に同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、請求期間①及び②当時の社会保険事務担当者は、請求期間①及び②当時、自身は社会保険事務に就いたばかりで、当該事務に携わるのが初めてであったため、請求期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を提出しなければならないことを知らず、請求期間①及び②の賞与支払届を年金事務所に届出しなかったとし、請求者については、請求期間①及び②当時、社会保険事務に関与していなかった旨陳述している上、A社における厚生年金保険料の滞納は確認できないことから、同社が意図的に請求期間①及び②に係る賞与の届出を行わなかった事情は見当たらず、請求者には、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は、適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和3年9月22日年金事務所受付）し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100113号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100061号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月17日の標準賞与額を19万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年8月10日及び同年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、平成22年8月10日は22万円、同年12月17日は19万6,000円と記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成22年8月10日及び同年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年8月10日
② 平成22年12月17日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された10夏期賞与及び22冬期賞与の賞与明細一覧表並びに同僚から提出された請求期間①の10夏期賞与明細書及び請求期間②の22冬期賞与明細書により、請求者は、請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険

料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細一覧表により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 22 万円、請求期間②は 19 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、請求者は、自身は請求期間①及び②当時に A 社の取締役であった旨陳述しており、同社の履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、請求期間①及び②当時に同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、請求期間①及び②当時の社会保険事務担当者は、請求期間①及び②当時、自身は社会保険事務に就いたばかりで、当該事務に携わるのが初めてであったため、請求期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を提出しなければならないことを知らず、請求期間①及び②の賞与支払届を年金事務所に届出しなかったとし、請求者については、請求期間①及び②当時、社会保険事務に関与していなかった旨陳述している上、A 社における厚生年金保険料の滞納は確認できないことから、同社が意図的に請求期間①及び②に係る賞与の届出を行わなかった事情は見当たらず、請求者には、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定は、適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和 3 年 9 月 22 日年金事務所受付）し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100114号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100062号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月17日の標準賞与額を17万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成22年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和59年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年12月17日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の22冬期賞与明細書及びA社から提出された22冬期賞与の賞与明細一覧表により、請求者は、請求期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細一覧表及び

賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、17万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和3年9月22日年金事務所受付）し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。